

マタニティハラスメントって？

妊娠出産しても働くために

高校生



マタニティ・ハラスメントの現状

平成26年の最高裁判例によって広く認知されるようになったマタニティ・ハラスメント（妊娠出産を理由とする不当な取扱い）ですが、実社会にまだ根強く存在しています。その解決には、男女問わず、マタニティ・ハラスメントに関わるすべての人が、お互いの言い分を理解し、妊産婦の保護法制を知り、労働環境の改善に努める必要があります。

授業の詳細

対象 : 高校生
 関連教科 : 社会科・特別活動
 授業時間 : 100分 (50分×2コマ)

プログラムのねらい

マタニティ・ハラスメントの問題を通じ、“企業 対 個人”、“契約の拘束力 対 契約の拘束力に対する制限”という**労使紛争における普遍的なテーマについて考えます**。あわせて、**妊産婦の保護法制について正しい知識**を身につけ、相手の立場を確認し自分の求める条件の交渉の仕方を学びます。

授業の流れ

事例問題と討論を通じて、女性社員の立場からだけでなく企業側の立場にも立って、マタニティ・ハラスメントの根本的な問題と解決方法を見つけていきます。

50分

50分

1. 双方の要求内容の確認

マタハラを受けた社員は何を会社に求め、これに対して会社にはどのような言い分があるのか

2. 法令の解説、これを踏まえた主張の整理

弁護士による法令の解説を踏まえ、自分の立場（社員または会社）の主張を整理する

3. 労使交渉の実践

相手の立場を確認し、自分の求める条件の獲得に向けて交渉を実践する